瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第10号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例(平成12年瀬戸市条例第16号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率)	(保険料率)
第3条 <省略>	第3条 <省略>
9 前項第1早に掲げる第1早姉保険老について	 9 前項第1早に掲げる第1早姉保険者について

- の保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2年度における保険料率は、同号の規定にかか わらず、年額21,946円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号 被保険者についての保険料の減額賦課に係る令 和元年度及び令和2年度における保険料率につ いて準用する。この場合において、前項中「2 1,946円」とあるのは、「33,425円 」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1 <u>号被保険者についての保険料</u>の減額賦課に係る 令和元年度及び令和2年度における保険料率に ついて準用する。この場合において、第2項中 「21,946円」とあるのは、「48,95 5円」と読み替えるものとする。
- <u>5</u> 前各項に定める保険料率により算定した当該<u>3</u> 前2項に定める保険料率により算定した当該 年度における保険料の額に100円未満の端数 年度における保険料の額に100円未満の端数

の保険料の減額賦課に係る平成30年度から平 成32年度までの各年度における保険料率は、 同号の規定にかかわらず、年額27,010円 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瀬戸市介 護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年4月1日 から適用する。

(経過措置)

2 新条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以 前の年度分の保険料については、なお従前の例による。